

視点

「街の骨接ぎの先生」として 日本古来の“医術”で施療

(社)埼玉県接骨師会会長 刈辺 吉博



私ども柔道整復師は古くから“街の骨接ぎ（接骨院・整骨院）の先生”として、地域に根ざし・愛され…住民と共に歩んでまいりました。日常生活・スポーツ・業務上など、ケガをした時には是非お近くの国から認められた唯一の団体である社団法人会員の接骨院・整骨院へお出掛けのうえご相談下さい。仕事の内容としましては、骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷などの外傷性の運動器疾患を主に取り扱っています。その他では、スポーツ障害に対する治療、テーピングによる予防などにも力を入れるとともに、ケアマネージャー・機能訓練指導員・筋肉向上トレーニング指導員として介護の分野等で活躍している会員も増えております。

社団法人埼玉県接骨師会は、大正11年6月に僅か13名の会員で発足し、幾多の変遷を経て現在は898名の会員を有する団体に成長しております。平成21年2月には創立88年・社団法人設立60周年を迎えたことにより、パレスホテル大宮において記念式典を挙行し、先達者の歴史的な業績を回顧・感謝すると同時に、「柔道整復術」の更なる普及・発展を目指し、会員一同、決意を新たにしました次第です。

日本の社会保障制度が確立・発展していく中で、柔道整復師の業務は医師・歯科医師と同様に、健康保険を取り扱える職業人として医療に従事してまいりました。我が国における社会保障制度の歴史は浅く、昭和2年にドイツのビスマルクの社会政策の制度に習い健康保険法が施行されました。その後、「労働

者年金保険法」「厚生年金保険法」が制定され、昭和38年国民健康保険事業が全国の市町村で開始され国民皆保険制度が確立しました。国民が誰でもどこでも安心して医療を受診出来るという制度であり、世界広しといえども日本だけの素晴らしい制度なのです。今この保険制度が危機に瀕してきております。私ども医療従事者は、この制度の有益性をしっかり認識し業務を遂行していくことが求められています。殊に柔道整復師による保険取扱い、保険者との協定により「受領委任払い」という制度の中で、地域住民（国民）の方々の支持を受けてきたのです。しかし現在、テレビ・新聞紙上を賑わす不心得な柔道整復師が増え、様々な問題提起がなされ国民の顰蹙をかかっています。

昨年11月、国家予算の無駄を洗い出すための政府による行政刷新会議「事業仕分け」で、不心得な柔道整復師が増え続ける業界への警鐘（？）ともとれる「柔道整復師の療養費に対する国庫負担」が議論され、厳しい結果が出されました。柔道整復師はそれらの事柄をしっかりと認識し、受け止めて行動する必要があります。こうした世相の中で、私ども社団法人会員は地域住民の方々と共に歩み・支えられて柔道整復業務を行ってきております。今後も業務に真摯に対峙し、日本古来より「医術」として伝承されてきた“柔道整復術”を施療の中に活かし、地域医療に従事してまいりたいと思います。